

## 日本獣医師会 第32回日本動物児童文学賞作品募集要項

### ～ 人と動物との共存等を扱った作品の募集 ～

#### 1 名 称

第32回日本動物児童文学賞

#### 2 目 的

この事業は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号、以下「動物愛護管理法」という。)の目的及び基本原則等の趣旨に則り、次代を担う子供達が正しい動物福祉・愛護の考え方を身に付けることができるよう、動物の福祉・愛護に関するより良い文学作品を広く募集し、選考・審査の上、入賞作品を日本動物児童文学賞として決定し表彰・公表するとともに特に優れた作品を普及させることにより、児童の健全な育成と豊かな人間性を涵養することを目的として実施する。

#### 3 募集期間

令和2年1月1日(水)から同年4月20日(月) (当日消印有効)

#### 4 募集内容

読者対象を満6歳以上12歳までの学齢児童とし、動物の虐待防止、動物の適正飼養、人と動物のふれあい、人と動物との共生及び動物福祉・愛護等を扱ったもので未発表の作品であること。(ただし、商業出版を目的としない同人雑誌等への発表は差し支えない。)

#### 5 応募規定

- (1) 原稿は、原則としてワープロ原稿とする。手書き原稿も受け付けるが、その場合は、丁寧な字ではっきりと書くこと。
- (2) A4判横向き4.3字×2.8行を縦書きで使用すること。総枚数は1.3枚以上2.0枚以内、フォントサイズ(文字の大きさ)は1.2ポイントとする。ただし、手書き原稿の場合は、400字詰原稿用紙を縦書きで使用し、総枚数40枚以上60枚以下とする。
- (3) 最初の1枚は応募用紙とし、①タイトル、②応募者の氏名(フリガナ)、③年齢、④性別、⑤職業、⑥郵便番号、⑦住所、⑧電話番号/FAX番号、⑨E-mailアドレス、⑩主要登場動物、⑪原稿の総枚数、⑫本賞の作品募集を何で知ったかを明記すること。

本文は以降のページから開始し、各頁にページ数を印字(明記)すること。

- (4) 原稿は、本会にて複写するためホッチキス、とじ紐などで綴じないこと。
- (5) 応募者の個人情報の取扱いは以下のとおりとする。応募者及び、応募者が未成年の場合その保護者は、内容を確認し、同意したうえで応募すること。

- ① 個人情報保護管理者  
公益社団法人日本獣医師会 事務局長
- ② 利用目的  
応募者の統計的分析、作品の審査、審査結果の連絡など「第32回日本動物児童文学賞」に係る事務処理
- ③ 個人情報の第三者提供  
本人の個人情報を第三者に提供しない。
- ④ 個人情報の委託  
「第32回日本動物児童文学賞」に係る事務処理業務を遂行するために必要な範囲内で業者に委託する
- ⑤ 個人情報に係る問合せ窓口  
個人情報に係る問合せは下記『11 問合せ先』に示す連絡先の個人情報保護担当者まで連絡できる。  
尚、個人情報を本会へ提出することは任意だが、必要事項を提出しない場合、適切な選考・審査ができない場合がある。

## 6 応募資格

プロ・アマチュアを問わず、年齢15歳以上の者とする。ただし、過去の本賞における大賞受賞者は対象外とする。

## 7 賞

日本動物児童文学大賞	1 作品	=	30万円
日本動物児童文学優秀賞	2 作品以内	=	20万円
日本動物児童文学奨励賞	5 作品以内	=	5万円

## 8 発表

令和2年9月下旬以降、応募者全員に通知する。

## 9 主催

公益社団法人 日本獣医師会

## 10 応募先

郵便番号 107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階

公益社団法人 日本獣医師会

## 11 問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会事務局

電話 03(3475)1601

(応募作品の内容訂正、審査状況に関する問合せは不可)

## 12 著作権・その他

- (1) 入賞作品の著作権は著作者に帰属するものとする。ただし、本事業に伴い実施する日本動物児童文学賞入賞作品集への掲載及び本会ホームページへの掲載並びに本会の事業において特に必要な場合には、本会はこの作品をいつでも無償で利用できることとする。
- (2) 著作者が入賞作品を出版等する場合には、日本獣医師会日本動物児童文学賞入賞作品である旨を明記することとする。
- (3) 応募作品は返却しない。
- (4) 「日本動物児童文学賞入賞作品集」は切手310円分(送料)を同封の上、本会事務局まで申し込めば希望者に送付する。(在庫数に限りがある。)